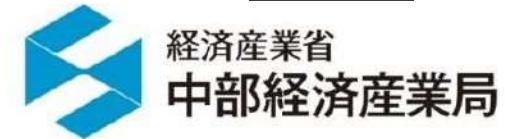


令和4年度「愛知県『失業なき労働移動』推進プラットフォーム資料
日時：令和5年2月15日（水）15:30～17:00



経済産業省における人材関連施策について

中部経済産業局
地域経済部地域人材政策室

目次：

- 1. 東海地域の雇用維持のための人材マッチング事業**
- 2. 「人への投資」関連：リスクリソース、副業・兼業支援**

(参考)

税制関連：賃上げ促進税制ほか

東海地域における雇用維持のための人材マッチング事業

- 中部経済産業局では、東海地域（愛知県、岐阜県、三重県）における雇用維持に向けて、国・県・関係機関の連携により人材マッチングの枠組みを整備し、公益財団法人産業雇用安定センターと協働し、令和2年7月からマッチングを実施。
- 令和4年12月末までに、航空機関連産業から自動車関連産業や生産用機械製造業への人材移動を始め、全体で591人の出向、156人の移籍が成立。

【マッチング成果（単位：人）】

（令和4年12月末実績）

	令和2年度			令和3年度												令和4年度									累計	
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月			10-12月			1-3月			4-6月			7-9月			10-12月							
出向	178	155	34	51			13			86			14			46			14						591	
移籍	17	8	19	60			32			4			9			4			3						156	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
出向	108	70	63	56	36	9	12	13	29	16	6	3	6	4	35	7	44	9	1	4	31	4	11	2	2	10
移籍	12	5	4	3	1	6	6	7	36	9	15	15	10	7	3	1	0	3	4	2	1	3	0	2	1	0

東海三県における人材マッチングの進め方



人材の送出し、もしくは受け入れを希望される企業様に
おかれましては、中部経済産業局ホームページに掲載の
意向確認調査にてお申し込みをお願いします。

<https://www.chubu.meti.go.jp/b32jinzai/matching/>



「新たな総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）人への投資関係部分抜粋①

Ⅲ「新しい資本主義」の加速

1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革

（1）人への投資の強化と労働移動の円滑化

デジタル分野等の新たなスキルの獲得と成長分野への円滑な労働移動を同時に進める観点から、3年間に4,000億円規模で実施している「人への投資」の施策パッケージを5年間で1兆円へ拡充する。

具体的には、「企業間・産業間の労働移動の円滑化」に重点を置いて、訓練後に非正規雇用を正規雇用に転換する企業や、賃上げを伴う転職・労働移動の実現に向け、より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援の拡充を行う。また、在職者のキャリアアップのための転職支援として、民間専門家に相談して、リスクリング・転職までを一気通貫で支援する制度を新設する。さらに、地域金融機関等による地域企業への人材マッチング等に取り組むほか、副業を受け入れる企業への支援を新設する。

あわせて、働く人が自らの意思でリスクリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引上げなど、労働者のリスクリングへの支援を強化する。

また、デジタル推進人材育成については、2026年度末までに230万人育成することを目指して強化するほか、若手研究者・留学生等への支援を拡充する。

さらに、リスクリングへの支援策の整備や年功賃金から日本に合った形での職務給への移行など、企業間・産業間での労働移動円滑化に向けた指針を来年6月までに取りまとめ、その実行のために必要な政策を具体化するとともに、継続的な賃上げの促進に加え、人材の育成・活性化を通じた賃上げの促進、賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援及び雇用のセーフティネットの再整備にも一体的、継続的に取り組むことで、変化に柔軟な対応力を持ち、個人の多様な選択を支える労働市場を整備する。

これらの取組に併せて、雇用調整助成金については、「構造的な賃上げ」につながるリスクリングと労働移動の円滑化を実現するため、引き続き、令和4年12月以降、特例措置の段階的な縮減を図ることとし、業況の厳しい企業に配慮しつつ、通常制度へ移行する。

「新たな総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）人への投資関係部分抜粋②

- ・キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善の推進(厚生労働省)
- ・労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）及び中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の見直し（厚生労働省）
- ・特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）の拡充（厚生労働省）
- ・**労働者に転職の機会を与える企業間・産業間の労働移動の円滑化（経済産業省）**
 - ・先導的人材マッチング事業（内閣府）【再掲】
 - ・地域金融機関取引事業者支援高度化事業（大企業の人材プラットフォーム（レビキャリ）を通じたマッチング支援等）（金融庁）【再掲】
 - ・人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」の拡充（助成率の引上げ）及び「事業展開等リスクリング支援コース（仮称）」の創設（厚生労働省）
 - ・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）（仮称）の創設（厚生労働省）
 - ・経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援（教育訓練給付の拡充）（厚生労働省）
 - ・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業（文部科学省）
 - ・建設技能者のスキル向上・待遇改善に向けた建設キャリアアップシステムの導入促進事業（デジタル庁）
 - ・公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成（厚生労働省）
 - ・科学研究費助成事業「特別研究員奨励費」による若手研究者への支援の強化（文部科学省）
 - ・海外留学支援制度における日本人学生の留学継続のための経費（文部科学省）
 - ・JICA開発大学院連携等を通じた人への投資の促進（外務省）【再掲】
 - ・雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減（厚生労働省）
 - ・雇用保険財政の安定（一般会計からの繰入れ）（厚生労働省）
 - ・成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設（文部科学省）
 - ・教員研修高度化推進支援事業（文部科学省）
 - ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業【再掲】、地域連携や地域文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備（文部科学省）

等

リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業

経済産業政策局産業人材課

令和4年度補正予算額 **753 億円**

事業の内容

事業目的

構造的な賃上げの実現に向けて、企業間・産業間の労働移動の円滑化及びデジタル分野等のリスキリングに向けた投資を進め、持続的な成長と分配の好循環の達成を目指すことが必要。

そのため、個人によるキャリア相談、リスキリング、転職までを一気通貫で支援する仕組みの整備を講じる。

事業概要

個人が民間の専門家に相談し、リスキリング・転職までを一気通貫で支援する仕組みを整備すべく、これらに要する費用を民間事業者等に対して支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

キャリア相談、リスキリング、転職支援までを一気通貫で支援する仕組みの整備を通じて、リスキリングと労働移動の円滑化を一体的に進める。

事業概要

1. 事業目的

- リスキリングと労働移動の円滑化を一体的に進める観点から、個人の方が、自らのキャリアについて民間専門家に相談し、リスキリング・転職までを一気通貫で支援することで、デジタル分野等の新たなスキルの獲得と、成長分野への円滑な労働移動を一体的に促進する。

2. 事業内容

- 令和4年度から6年度までの期間、補助事業者が実施する、以下の事業に対して支援を講ずる。なお、以下の（1）～（3）は一体的に行われることを前提とし、支援を受ける個人は、窓口となる補助事業者に登録を行うことで、一連の支援を受けられるようとする。

（1）個人のキャリアについての相談対応

- 支援を受ける個人が、民間の専門家（キャリアコンサルタント等）に自らのキャリアについて相談し、過去の経験やスキルの棚卸し、将来のキャリアプランの検討等について相談を受けられる体制を構築する。

（2）個人の意向を踏まえた学び直しプログラムの提供

- 支援を受ける個人からのキャリア相談等を踏まえ、キャリアアップに資する学び直しプログラムを提案し、当該プログラムを受講させるものとする。
- なお、事業者は、支援を受ける個人の負担額を本事業を通じた補助の分だけ軽減するものとする。

（3）キャリア相談・学び直しを踏まえた転職支援

- 支援を受ける個人のキャリア相談、学び直しプログラムの実行等を踏まえて、転職に向けた伴走支援を行う。

副業・兼業支援補助金

経済産業政策局産業人材課

令和4年度補正予算案額

43 億円

事業の内容

事業目的

構造的な賃上げの実現に向けて、企業間・産業間の労働移動の円滑化等を進めることが必要。こうした観点から、副業促進に向けた支援を講じる。

事業概要

労働移動円滑化のため、副業に人材を送り出す企業または副業の人材を受け入れる企業へ、これらに要する費用の一部を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

企業間・産業間の労働移動の円滑化を進める観点から、副業・兼業を促進する。

賃上げ促進税制

- <大企業向け> 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%を税額控除。
- <中小企業向け> 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を税額控除。

※税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

<大企業向け (資本金1億円超の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加
⇒ **25% 税額控除***

or

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加
⇒ **15% 税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加
⇒ **+5% 税額控除***

大企業向けの
詳細情報はこちら



<中小企業向け (資本金1億円以下の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加
⇒ **30% 税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加
⇒ **15% 税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加
⇒ **+10% 税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら



参考：経済産業省HP（税制について）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

(3-3) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設

新設

(固定資産税)

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資や賃上げを後押し**するため、**赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置を新設**。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

<全体のスキーム>

国
(基本方針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業
(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業														
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること														
対象設備等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>最低価額要件</th> <th>投資利益率要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td rowspan="6">投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)</td> </tr> <tr> <td>②測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>③器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>④建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table>			設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)	②測定工具及び検査工具	30万円以上	③器具備品	30万円以上	④建物附属設備	60万円以上
設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件													
①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)													
②測定工具及び検査工具	30万円以上														
③器具備品	30万円以上														
④建物附属設備	60万円以上														
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間														
適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）														

中部経済産業局

配信サービス



twitter



RSS



Mail magazine

[登録無料]

当局の施策情報、イベント案内、補助金公募、経済動向等を
お届けします。

ご希望の方は、ぜひ当局HPもしくはQRコードからご登録
ください。 (<http://www.chubu.meti.go.jp/>)



HP



ツイッター



RSS



メールマガジン



経済産業省
中部経済産業局

地域経済部 地域人材政策室
電話 : 052-951-2731
Email: bzl-chubu-jinzai@meti.go.jp